

避難確保計画にもとづく訓練の実施報告が義務化されています！

- ・河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設には、避難確保計画の作成及び市町村長への報告義務、訓練の実施及び市町村長への報告義務があります。(水防法第15条の3)
- ・実効性のある訓練実施のため、自衛消防訓練その他の訓練実施の機会に、合わせて水防法上の避難確保計画に基づく訓練の実施をお勧めします。

水防法に基づく訓練の種類と訓練の実施方法

訓練の種類(例)

- ・立退き避難訓練、屋内安全確保訓練
- ・図上訓練
- ・情報収集、情報伝達訓練
- ・避難経路等の確認訓練
- ・設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練 等

※訓練実施の参考となる標準的な内容については、下記の国土交通省作成の「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」の「避難訓練の実施ガイド」をご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

避難確保計画にもとづく訓練実施報告書の提出先等

○提出先

住所 〒530-8201

大阪市危機管理室分室

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階

電話 6208-7492、7376

○提出方法

メール、郵送または持参による提出

提出先メールアドレス hinan-kakuho-keikaku@city.osaka.lg.jp

○提出物

・訓練実施報告書(様式は下記大阪市HP「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」5.訓練実施報告参照)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>

郵送を希望の場合は2部ご提出ください。1通を副本として返送しますので、必ず必要料金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。